

第 2 1 回大和高田市個人情報保護運営審議会 会議要録

◇日 時：令和 4 年 1 0 月 2 7 日（木）午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 3 0 分

◇場 所：本庁 5 階 会議室 6

◇出席者

委 員 片桐直人（会長） 野島佳枝 磯部昌淳 渡辺孝 隅田唯

傍 聴 人 なし

事 務 局 法務課長 米田和章 法務係長 伊勢巧馬

法務係主事等 西川以純 佐藤鳴海

担 当 課 危機管理室長 高田研文 生活安全課長補佐 阪田茜

市立病院事務局管理課長 長谷川裕也

◇諮問事項

1 生活道路監視カメラの設置に伴う次の事項

(1) 本人以外の者から個人情報を収集することについて

(2) 本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について

2 大和高田市立病院放射線治療棟における防犯等カメラシステムの設置に伴う次の事項

(1) 本人以外の者から個人情報を収集することについて

(2) 本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について

◇会議内容

事務局	(事務局あいさつ) それでは、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第 3 条に基づき、会議を開催しますので、議長よろしく申し上げます。
議長（会長）	(議長あいさつ) それでは議事を進めさせていただきます。 まず、報告事項 1 防犯等カメラシステムの映像の利用及び提供の状況の報告について事務局からお願いいたします。
事務局	(件数資料に基づく報告) 報告につきましては、防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程第 7 条 2 項の防犯等カメラシステム映像記録簿を取りまとめた

	<p>ものの詳細を後日追って報告書として報告いたしますので、今回は簡易の外部提供の報告ということでとどめさせていただければと思います。</p>
議長（会長）	<p>本日の審議事項に関わることですけれども、本市では訓令としまして大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程（令和元年9月20日訓令第6号）を定めています。第7条で、防犯カメラの映像を利用した場合又は第3者に提供した場合も含めて、利用提供の状況を取りまとめて本審議会に市長が報告するというようになっております。本日の報告はその報告の一部ということでございまして、後日詳細な報告が上がってくるということでございますが、その中でも特に重要な第9条第1項の外部提供に関わるものについて本日事務局からご報告を頂いているということでございます。ご説明がありましたように、その多くが警察署に外部提供しているということで、提供件数はお手元の資料のとおりでございます。提供件数のうち29件が生活安全課のものということで、生活安全課にもきていただいております。後ほど病院にも来ていただくことになっております。今ここで、生活安全課あるいは事務局にご質問等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>（意見なし）</p>
議長（会長）	<p>特にないのであれば、私の方から一点だけ申し上げたいと思います。警察からの照会に応じて映像を提供するときに、令状があれば当然に渡すことができるということですが、令状にないような形、要するに捜査事項照会等の形で映像の提供を求められるということが本市に限らず多くあると伺っています。その際に、捜査事項照会が来ているから渡すということではなくて、捜査事項照会も含めて本市の方で渡すだけの理由があるかということを確認するということが重要です。生活安全課として外部提供をされているものはどのように渡すと判断されたのでしょうか。</p>
実施機関 （生活安全課）	<p>捜査事項照会が来たときの内容が曖昧ではなく詳細であり、緊急性があれば必要な部分を切り取って提供しています。</p>
議長（会長）	<p>具体的な嫌疑に関わるということを確認されて、かつ、その具体的な</p>

	<p>嫌疑の捜査に緊急の必要性があるということも含めて確認されているということで承知いたしました。</p> <p>私の方からは以上ですけれども、他に何かございますか。</p>
委員	(意見なし)
議長(会長)	<p>その運用を基本的に組織として継承していただきたいと思います。</p> <p>それでは、諮問事項1 生活道路監視カメラの設置に伴う①本人以外の者から個人情報を収集することについて②本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について、実施機関から説明をお願いします。</p>
実施機関	(諮問事項の説明資料に基づく説明)
議長(会長)	以上の点について、ご質問等ございますでしょうか。
野島委員	この場所を選ばれた具体的な理由、実際に事故が起こりやすい等はありませんでしょうか。
実施機関	ここは、住宅地の新規開発が増えており、通過交通が非常に多くなっている場所です。子どもの集合場所になっていることも鑑み、万が一を想定し、設置したところです。
野島委員	写真を拝見した限り、割と狭い通路で交通量が多い場所には見えなかったのですが、具体的な交通量はどのくらいでしょうか。
実施機関	近隣に一方通行の県道がありまして、その抜け道に使う車両が多く、具体的な台数等は把握していませんが、朝の子どもの集合場所ということもあり、万が一に備えて設置をしたいというところです。
議長(会長)	他にご質問等ございますか。
委員	(意見なし)
議長(会長)	<p>防犯カメラという言い方が、犯罪を抑止するというイメージをしやすいわけですが、犯罪を捜査する、取り締まるということは基本警察の役割です。逆に、警察が捜査をするというときには、厳重な手続きがかかっているということでもあります。その点で、防犯と安全な通行を混在しすぎることは、市民の公権力からの保護というのが疎かになる可能性もあるので、気を付けてください。</p>

	他にご意見等ございますでしょうか。
委員	(意見なし)
議長 (会長)	他に意見がないようですので、生活道路監視カメラにおける防犯等カメラシステムの設置に伴う①個人情報を本人以外の者から収集することの必要性について②本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について承認をしてもよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	では、本件については、承認としたいと思います。 それでは、2点目の諮問事項に移りたいと思います。 諮問事項2 大和高田市立病院放射線治療棟における防犯等カメラシステムの設置に伴う①本人以外の者から個人情報を収集することについて②本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について、実施機関から説明をお願いします。
実施機関	(諮問事項の説明資料に基づく説明)
議長 (会長)	ただ今の実施機関からの説明について、ご質問等ございますでしょうか。
隅田委員	映像録画装置の ID・パスワードの設定が行われて、管理運用責任者が管理するということでしたが、具体的には管理運用責任者はどのような方法で管理していく予定でしょうか。
実施機関	ID・パスワードにつきましては、管理運用責任者が管理し、定期的に変更を行う等して漏洩がないような形をとる運用を考えています。
隅田委員	保管方法は何かございますでしょうか。
実施機関	ID・パスワードを知っている者を限定し、書類、電子データどちらの保管方法にしても鍵付きの保管を検討しています。
議長 (会長)	防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程では、管理運用責任者と映像取扱者の責任者が置かれることになっています。今、保護措置でお話しいただいているのは、管理運用責任者のことです。二者が置かれているのは、実際の映像を取扱う映像取扱者と ID・パスワードの管理をする管理運用責任者での2重チェックのためであり、保管は管理運用責任者の責任で行っていただくしかないのですが、一つ目

	<p>の条件として管理運用責任者以外の方が ID・パスワードを知る状況にあってはいけないということです。実際、映像を取扱うときには、ID・パスワードをもって開けないといけないことになってるので、ID・パスワードを使って開けると推知できる状況にあると考えるのが極めて自然なので、このようなことがあれば管理運用責任者は ID・パスワードを変更する必要があると思います。その観点からして、管理運用責任者が ID・パスワード設定を行うほか、実際に映像取扱者がどのように映像を取扱ったのかという報告を取りまとめて本審議会に報告いただく、あるいは法務課にご説明いただくということが重要だと思います。その点をきちんと守っていただければと思います。今の補足で実施機関側からの説明と特に矛盾している点はないのかなと思うのですが、隅田委員いかがでしょうか。</p>
隅田委員	はい。問題ありません。
議長（会長）	他にご意見等ございますでしょうか。
委員	（意見なし）
議長（会長）	<p>他にご意見がないようですので、大和高田市立病院放射線治療棟における防犯等カメラシステムの設置に伴う①個人情報を本人以外の者から収集することの必要性について②本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について承認をしてもよろしいでしょうか。</p>
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>では、本件については、承認としたいと思います。</p> <p>（閉会の挨拶）</p>